

**藤井寺市ふるさと納税業務委託
企画提案募集要項**

藤井寺市ふるさと納税業務（以下「本業務」という。）を委託契約するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 業務名 藤井寺市ふるさと納税業務
(2) 事業主体 藤井寺市
(3) 事務局 藤井寺市政策企画部魅力発信課

郵便番号 583-8583

住 所 大阪府藤井寺市岡1-1-1

電 話 072-939-1051（直通）

Eメール furusato@city.fujiidera.lg.jp

- (4) 業務内容 別紙「藤井寺市ふるさと納税業務委託仕様書」のとおり

- (5) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

・契約締結日から令和8年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、原則として本業務に係る委託料等は発生しないものとする。

・受注者が本業務（「藤井寺市ふるさと納税業務委託仕様書」に記載の業務）の一部又は全ての履行が不能となった場合、本市は、契約期間中であっても契約を解除することができるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。

・良好な業務の履行状況及び予算の議決を条件として、単年度ごとに令和10年度末まで随意契約を締結する予定がある。

- (6) 配布資料一覧

-	藤井寺市ふるさと納税業務委託企画提案募集要項（本書）
様式1	質問書
様式2	企画提案参加申込書 兼 誓約書
様式3	業務実績書
様式4	辞退届

2 委託料（上限額）（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

・本業務に係る委託料率 寄附金額の5.5%以内（寄附金受領証明書等の発行及び発送に関する業務に係る経費は含める。）

・返礼品の調達及び発送に要する費用 実費

※以下の費用は含まないものとする。

- ・本市が契約している寄附受付ポータルサイトの利用に係る使用料及び委託料
- ・クレジットカード決済等の決済委託料

3 応募資格要件

本企画提案に応募できる者に必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

なお、本企画提案募集は、ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理をはじめ、返礼品の開発に関する業務、寄附金受領証明書等の作成・発送まで多岐にわたることから、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同事業体の参加も認めるものとする。

(1) 藤井寺市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されており、応募時点で指名停止期間中でないこと。

※未登録の場合は、参加申請とともに入札参加資格申請を行うこと。

(2) 法人格を有し、過去5年以内に他自治体で同様の事業に関する業務委託の実績があり、本業務の内容を十分に理解した上で円滑に遂行できること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の事業者でないこと。

(5) 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(6) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

4 スケジュール

内容	日程
公募要項等の公表	令和7年8月15日（金）
質問の提出期限	令和7年8月27日（水）午後5時30分まで
質問への回答	令和7年9月5日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年9月10日（水）午後5時30分まで
企画提案書の提出期限	令和7年9月19日（金）必着
プレゼンテーション審査	令和7年9月29日（月） ※多数の場合は9月30日の可能性あり
選定結果の通知	令和7年10月上旬
契約締結	令和7年10月下旬（予定）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年8月27日（水）午後5時30分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）を用いて、Eメールにより事務局へ提出すること。

- ① 送信時件名は、「藤井寺市プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
 - ② Eメールを送信した後に、事務局まで電話により受信確認を行うこと。
 - ③ 質問は、本業務にかかる参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容などに関するものに限り受付するものとし、Eメール以外の提出方法での質問は受け付けない。
- (3) 回答方法
回答は、質問者名を伏せた上で市ホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (4) その他
- ① 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。
 - ② 質問に対する回答内容をもって、本募集要項を追加又は修正したものとみなす。

6 企画提案への参加申込

- (1) 提出期限 令和7年9月10日（水）午後5時30分まで
- (2) 提出方法
企画提案参加申込書兼誓約書（様式2）を用いて、Eメールにより事務局へ提出すること。
- ① 送信時件名は、「藤井寺市プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。
- ② Eメールを送信した後に、事務局まで電話により受信確認を行うこと。

7 企画提案書等の提出

事業提案にあたっては、以下のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提出期間内に企画提案書等の提出が無い場合は辞退したものとみなす。

- (1) 提出期限 令和7年9月19日（金）必着
- (2) 提出方法
 - ① 事務局への持参又は郵送（必着）すること。
 - ※持参の場合は、土日・祝日を除く午前10時から午後5時まで受付を行う。
 - ※郵送の場合は、郵便書留その他これに準じる方法に限るものとする。
 - ② 提出部数は正本1部とする。ただし企画提案書のみ副本6部も提出すること。
 - ③ 企画提案書はA4判縦（A3判折込可）、両面印刷、横書き、左綴じとし、頁数をつけること
 - ④ 正本1部は、フラットファイルの表紙及び背表紙に「藤井寺市ふるさと納税業務委託 企画提案書類」と事業者名を記載し、「(3) 提出書類」に掲げる必要な全ての書類を綴じること。
- (3) 提出書類
次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式	添付書類、留意事項等	部数
事業者概要説明書	任意	会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。	1部
参考見積書	任意	本業務に係る委託料率に含まれる内容と別途費用の発生する内容を明確に区分し記載すること。	1部

		と。	
業務実績書	様式3	次の項目について明細を記載すること。 ア 契約名 イ 契約自治体 ウ 契約期間 エ 令和6年度寄附実績	1部
企画提案書	任意	会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、提案事業者を特定できる表示は一切付してはならない。 フォントサイズは10ポイント以上とする。	正本1部 副本6部

(4) 企画提案書に記載する事項

別紙「藤井寺市ふるさと納税業務委託仕様書」に掲げる業務を遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。なお、企画提案書表紙には「業務名」を記載し、項目及びページ番号を記載した目次を添付すること。

① 本業務の業務実施体制

全体の体制図や本業務における連携体制・配置人員・業務担当予定者の経歴を記載すること。

② 情報管理・セキュリティ体制及び受領証明書管理

本市が寄附を受け付ける全てのポータルサイト及びポータルサイト以外からの寄附申込について、一元的な情報管理を行うことを可能とする体制及び情報セキュリティ体制について記載すること。

寄附受付後の寄附金受領証明書の送付及び寄附者からの再発行依頼にかかる対応について記載すること。

③ 返礼品の在庫管理・品質管理・配送管理業務体制

返礼品提供事業者と連携を図り、適切な在庫管理、品質管理、配送管理を可能とする体制について記載すること。

④ 寄附額の受入拡大についての実績や提案

本業務と同種の業務の過去3年間（令和4年度～令和6年度）のうち、寄附額の受入拡大や成果について最大5件まで具体的な取組及び効果を記載し、実績を示す資料があれば添付すること。

本市の令和8年度から令和10年度までの寄附額目標を記載し、寄附額増加の提案について具体的な戦略を示すこと。

本市との打ち合わせ、返礼品提供事業者等を対象とした勉強会の開催などに関する提案について、具体的な方法を示すこと。

⑤ 新規返礼品の開発についての実績や提案

本業務と同種の業務の過去3年間（令和4年度～令和6年度）に新規に開発した返礼品実績【返礼品名、寄附金額、件数】を最大5件まで記載し、業務実績を示す返礼品紹介ページを添付すること。

本市の現状や地域特性等を踏まえた、将来の魅力ある返礼品に繋がる独自の具体的な提案を示すこと。

⑥ 既存返礼品のブラッシュアップについての実績や提案

本業務と同種の業務の過去3年間（令和4年度～令和6年度）に既存返礼品をブラッシュアップした実績【返礼品名、寄附金額、件数】を最大5件まで記載し、業務実績を示す返礼品紹介ページを添付すること。

本市の返礼品に対するブラッシュアップ業務について具体的な方法を示すこと。

⑦ ポータルサイトにおけるブラッシュアップと差別化についての実績や提案

本業務と同種の業務の過去3年間（令和4年度～令和6年度）にポータルサイトの自治体トップページをブラッシュアップした実績【自治体名、ポータルサイト名】を最大2件まで記載し、ポータルサイトの自治体トップページを添付すること。

本市に対する提案について具体的な方法を示すこと。

⑧ 経費及び業務負担軽減の提案

本市の経費及び業務負担の軽減につながる具体的な方法を提案すること。

⑨ 本市及び返礼品提供事業者の新たな代行事業者への円滑な移行

現在本市で利用している寄附情報等の管理システムの情報を、そのまま引き継ぎ、利用することを可能とする体制について提案すること。

令和8年4月1日のポータルサイト運用開始までの、返礼品の商品ページ作成に伴う写真撮影や紹介文の作成、ページの更新、返礼品提供事業者に対する返礼品登録時の説明会の実施などの移行に必要なスケジュールを提案すること。

8 企画提案について

(1) 実施日

令和7年9月29日（月）※多数の場合は9月30日の可能性あり。実施時間は別途連絡する。

(2) 実施方法

- ① プレゼンテーションによる企画提案書の説明は30分以内（準備時間は除く。）とする。
- ② プレゼンテーションには、業務担当予定者を出席させるものとする。（参加人数は最大3名まで）
- ③ プレゼンテーション後の選定委員からの質疑は20分程度とする。なお、プレゼンテーションの会場に審査員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合がある。

(3) その他

- ① 大型ディスプレイ（75型を予定、HDMI端子で接続可）及びHDMIケーブルのみ事務局で用意するため、インターネット環境など、必要なものは各事業者で準備すること。
なお、市の準備物の不具合による責任は負わないものとする。
- ② 当日の追加の資料配布は認めないものとする。
- ③ プレゼンテーションにおいては、提案事業者が特定できないようにすること。

9 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定方法

別に定める「藤井寺市ふるさと納税業務委託プロポーザル採点表」に基づき、選定委員が企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、委員採点の平均値を算出し、選定委員会の点数とする。評価点数の合計が評価点数上限（満点）の60%以上の上位1者を受託候補者として選定し、以下、順位をつける。評価点数が同点である場合は、本業務に係る委託料率の低い者を上位とする。なお、評価過程は非公開とする。

(2) 応募者が1者の場合の取扱い

評価点数上限（満点）の60%以上である場合は、当該企画提案者を受託候補者とする。

(3) 受託候補者の選定及び評価結果の通知及び公表

- ① 評価結果は、各企画提案者に通知し、受託候補者の選定について、選定された事業者名及び各参加事業者の評価点数（事業者名は非公開）を藤井寺市ホームページにおいて公表する。
- ② 評価結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約の締結

(1) 企画提案（プロポーザル）の評価結果に基づき、受託候補者として選定された者と藤井寺市が協議し、本業務に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価結果により順位付けた上位の者から順に、契約の交渉を行うものとする。

(2) 本プロポーザルは、令和8年度藤井寺市一般会計当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって藤井寺市議会において予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

11 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。なお、第7（受託候補者の選定）により選定された受託候補者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けた企画提案者の順位を繰り上げ、受託候補者とする。

- ① 指名停止等の措置を受けた場合
- ② 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 評価の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 評価結果が確定するまでの間に、評価委員又は事業担当課等関係者に本企画提案に対する援助を直接又は間接的に求めた場合

⑥ 委託料（上限額）を超えた場合

12 その他必要な事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、本市はその使用权を持つものとする。
- (4) 提出された書類等は、当該書類等の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）に基づき提出された書類を公開することがある。
- (6) 企画提案者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとする。